

令和2年度(令和元年分) 諸控除額等一覧表

住民税版

○令和2年度(令和元年分) 諸控除額一覧表

雑損控除	次の①と②のいずれか多い方の金額 ① 損害金額 - 保険金等で補填される金額 × 10% ② 災害関連支出金額につき 支出金額 - 補填される保険金等の金額 - 50,000円 ※②の[]内の金額が5万円以下のときは②の金額は0とします。		
医療費控除	支払医療費の総額 - 保険金等で補填される金額 - 10万円と「所得金額の合計額の5%」とのいずれか少ない方の金額 (最高200万円)		
医療費控除特例 (スイッチOTC薬控除)	スイッチOTC医薬品購入額 - 保険金等で補填される金額 ※医療費控除との併用不可 (最高88,000円)		
社会保険料控除	支払った又は給与から控除される社会保険料の合計額		
小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模共済掛金 (旧第2種共済掛金を除く) ・ 確定拠出年金掛金 (ideco等) ・ 心身障害者扶養共済掛金の合計額		
生命保険料控除	旧契約 分	次の(1)(2)(3)(4)(5)の合計額(市申参照) (最高70,000円)	
		① 旧契約 (H23.12.31以前契約) 一般の生命保険料 ① 15,000円以下 支払保険料の全額 ② 15,001円 ~ 40,000円 支払保険料÷2+7,500円 ③ 40,001円 ~ 70,000円 支払保険料÷4+17,500円 ④ 70,001円以上 35,000円	
		② 旧契約 (H23.12.31以前契約) 個人年金保険料 上記(1)の①~④の区分に応ずる算式により計算した金額	
		③ 新契約 (H24.1.1以後契約) 一般の生命保険料 ① 12,000円以下 支払保険料の全額 ② 12,001円 ~ 32,000円 支払保険料÷2+6,000円 ③ 32,001円 ~ 56,000円 支払保険料÷4+14,000円 ④ 56,001円以上 28,000円	
		④ 新契約 (H24.1.1以後契約) 個人年金保険料 ⑤ 新契約 (H24.1.1以後契約) 介護医療保険料 上記(3)の①~④の区分に応ずる算式により計算した金額	
地震保険料控除	地震保険料	長期損害保険料 ① 5,000円以下 支払金額の全額 ② 5,000円超 支払保険料÷2+2,500円 (最高25,000円) (最高10,000円)	
		支払金額×1/2 + (最高25,000円)	
障害者控除	障害者1人につき 260,000円 ※障害者及び特別障害者1人につき 300,000円 ※特別障害者の範囲同居特別障害者1人につき 530,000円 ※所令10参照		
寡婦(寡夫)控除	260,000円	特定寡婦 300,000円 ※特定寡婦・扶養する子供がいて合計所得500万円以下	
勤労学生控除	260,000円	※合計所得金額が65万円以下、給与所得以外の所得が10万円以下	
配偶者控除	対象者	控除額	
	一般	S25.1.2以後生	右記の「早見表」を参照
配偶者特別控除	老人	S25.1.1以前生	右記の「早見表」を参照
	右記の「早見表」を参照		
扶養控除 (各1人につき)	対象者	控除額	
	年少扶養親族	H16.1.2以後生	0円⇒16未満へ
	一般扶養親族	H13.1.2~H16.1.1	330,000円
	特定扶養親族	H9.1.2~H13.1.1	450,000円
	一般扶養親族	S25.1.2~H9.1.1	330,000円
基礎控除	同居老親等以外	S25.1.1以前生	380,000円
	同居老親等		450,000円

○令和2年度(令和元年分) 税額控除額一覧表

①と②の合計額を税額控除 (都道府県・市町村)

① 地方公共団体に^{注1} 2千円 × 10%

② 地方公共団体に^{注2} 2千円 × [90% - 0~45% × 1.021] ※住民税所得割の2割が限度

※控除対象限度額 総所得金額等の30%

※総務大臣指定以外の地方公共団体、県共同募金会、日本赤十字社、条例指定分に対する寄附金 (①のみ)

○公的年金に係る雑所得の速算表

区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
昭2和日	※公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額は「0」となります。		
30以後	700,001円 ~ 1,299,999円	100%	700,000円
1年後	1,300,000円 ~ 4,099,999円	75%	375,000円
1月生	4,100,000円 ~ 7,699,999円	85%	785,000円
月れ	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
昭1和日	※公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は所得金額は「0」となります。		
30以前	1,200,001円 ~ 3,299,999円	100%	1,200,000円
1年前	3,300,000円 ~ 4,099,999円	75%	375,000円
1月生	4,100,000円 ~ 7,699,999円	85%	785,000円
月れ	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

○配偶者控除・配偶者特別控除額早見表

区分	配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
配偶者控除	一般	38万円以下	33万円	22万円
	老人	38万円以下	38万円	26万円
配偶者特別控除	38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	0円	0円	0円	

※次の場合は、配偶者特別控除は受けられない。

- ①納税者の令和元年分の所得金額の合計額 (繰越損失控除前) が1千万円を超える場合
- ②配偶者が青色事業専従者として給与の支払いを受ける者又は白色専従者に該当する場合
- ③配偶者が他の扶養親族とされている場合

○住民税の税額表

区分	市民税	県民税	住民税計
均等割	3,500円	2,000円	5,500円
所得割	6%	4%	10%

・平成20年度から県民税に森林環境税として500円が加算。
 ・平成26年度～令和5年度まで 均等割に市・県それぞれ500円 (計1,000円) 加算。(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施作に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律1.2)
 ・住民税非課税限度額一覧表(表中の所得金額以下が非課税)(単位:千円)

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
均等割	280	728	1,008	1,288	1,568	1,848	2,128	2,408
所得割	350	1,020	1,370	1,720	2,070	2,420	2,770	3,120

※非課税者

- ①生活保護者
- ②障害者、未成年者、寡婦(寡夫)で、合計所得金額125万円以下の人

備考	年金特別徴収対象者	令和2年度はS30.4.2以前生まれ(65歳以上)
	未成年者	平成12年1月3日以後生まれ
	令和元年産保有米価格 (1俵当たり)	13,500円注3 (ヒノヒカリ2等)
	(元気つくし 15,000円)	(実りつくし 13,800円) (もち米 14,700円)

注1 ※寄附金額>総所得金額等の30%の場合は、総所得金額等の30%-2千円

注2 寄附者に適用される所得税の税率

注3 ヒノヒカリをカントリーに出荷される場合は家事消費に計上しない。(全量売渡のため)